

日本メダカ協会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、日本メダカ改良種に関する品評会及び展示会を開催するほか、メダカ飼育に関する講習会並びに会員同士の情報交換の場を積極的に設け、メダカ愛好家の飼育レベルの向上を目指す。また、愛好家によって作出された、珍種・新種・品種の認定及び登録を行い、愛好家のメダカ作りへの意欲向上を図り、メダカ文化発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「日本メダカ協会」という。英文表記は「JAPAN MEDAKA ASSOCIATION」とする。

(所在)

第3条 本会は、事務局を広島県廿日市市宮内3500-2 めだかの館に置く。

2 前項の事務局のほか、必要地域に支部を設置し、その事務局を置くことができる。

(活動)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) メダカ品評会の開催
- (2) メダカ展示会の開催
- (3) 会員及び愛好家対象の講習会の開催
- (4) 改良メダカに関する諸制度の調査研究
- (5) 品種改良に関する奨励・推進
- (6) 改良メダカに関する公的機関への協力及び意見具申
- (7) メダカに関する諸団体との交流
- (8) 改良メダカに関する情報提供
- (9) 改良メダカに関する珍種・新種・品種の認定
- (10) 前各号のほか、協会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員の種別及び資格)

第5条 協会の会員は、次の各号に掲げる種類に区分する。

- (1) 正会員 支部会員及び個人会員
 - ア 支部会員 協会の目的と活動を理解・賛同し、協会の支部に所属する個人
 - イ 個人会員 協会の目的と活動を理解・賛同する個人
- (2) 家族会員 正会員と世帯を同一とし、協会の目的と活動に理解・賛同す

る個人

- (3) 賛助会員 協会の目的と活動を理解・賛同する法人、団体、機関等
(入会)

第6条 前条に定める資格者で入会を希望する者は、日本メダカ協会入会・継続申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。なお、会員資格を継続するときにおいても、同様とする。

- 2 前号の承認を受けた会員は、所定の入会金・年会費（以下、「会費等」という。）を納入するものとする。

（賛助会員の代表参加員）

第7条 賛助会員は、その構成員の中から本会において会員として行動する者（以下、「代表参加員」という。）1名を定めて本会に届け出るものとする。

- 2 賛助会員は、代表参加員を変更したときは、遅滞なくこれを本会に届け出なければならない。

- 3 総会における賛助会員の意思表示は、代表参加員が行うものとする。

- 4 本会からの賛助会員に対する諸通知並びに機関誌その他の資料等の送付は、代表参加員に対して行うものとする。

- 5 代表参加員に、本会の名誉を毀損し、又は本会の運営に著しい支障を及ぼす不都合な行為があったときは、常務理事会の議決を経て、理事長はその賛助会員に当該代表参加員の交代を要請することができる。

- 6 前項の要請を受けた賛助会員は、速やかに要請の趣旨に添った措置を講じるものとする。

（会員の権利）

第8条 正会員・家族会員・賛助会員は、機関紙その他資料等の配布並びに諸通知を受け、本会の活動に参加することができる。ただし、家族会員への配付・通知は、正会員への配布・通知をもって代える場合がある。

- 2 正会員・家族会員は、総会に出席し、かつ、当該総会において各1個の議決権を有する。

- 3 賛助会員は、代表参加員が総会に出席し、かつ、当該総会において1個の議決権を有する。

- 4 正会員・家族会員は、「日本メダカ協会会員」と名乗ることができる。また、賛助会員は常任理事会の承認により「日本メダカ協会賛助会員」「日本メダカ協会賛助企業」等と名乗ることができる。

- 5 正会員・家族会員は、本会及び各支部が主催する展示会即売会、又は協会協賛店で商品を購入するとき、会員証を提示すれば会員特典を受けることができる。ただし、当該会員特典の内容については、各即売会場及び協会協賛店ごとに定めることとする。

（会員の義務）

第9条 会員は会費等を負担する。

- 2 年会費は、通常会費と臨時会費とに分け、その金額及び納入方法は総会で定める。

(退会)

- 第10条 会員は、文書で申し出ることによって退会することができる。
- 2 会員が退会した場合は、未納会費その他本会に対する債務を速やかに納付し、又は弁済しなければならない。なお、既納の会費はいかなる理由があつても返還されない。ただし、過誤納金についてはこの限りでない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する行為があった場合には、理事会の決定により退会を勧告する。退会の勧告を受けた日から起算して3月を経過しても退会しない場合は、退会勧告を受けた日に遡り退会したものとみなす。
- (1) 請求後1年以上にわたって会費等を納めないとき
- (2) 本会の名誉を著しく毀損したとき
- (3) 本会運営に著しい支障を及ぼす不都合な行為があつたとき

第3章 役員

(種別及び定数)

- 第11条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうちから、1名を理事長、それぞれ若干名を副理事長、専務理事、常務理事、1名を事務局長とする。
- 3 副理事長、専務理事、常務理事の人数は、理事会で決定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(選任)

- 第12条 理事及び監事は、正会員・代表参加員の中から、総会において選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、事務局長は前項により選出された理事の中から、理事会の決議により選任する。解任・追加選任も同様とする。

(任務)

- 第13条 理事長は、本会を代表し会務を総理するほか、総会、理事会及び常務理事会の決定に従い、会務を執行する。
- 2 副理事長は、理事会の決定により担当分野を所管する。また、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い、理事長の任務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の決定により定めた業務を管理執行し、財産の管理に任ずる。副理事長に事故あるときは、理事会の指名に従い副理事長の任務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会の定めた業務に当たるほか、専務理事に事故あるときは、理事会の指名に従い専務理事の任務を代行する。
- 5 監事は、本会の会計及び財産並びに業務を監査する。このため理事会、常

務理事会の招集の通知を受けて必要あると認めるときは、出席し意見を述べることができる。また、いつでも本会のすべての議事録、文書、会計帳簿、通帳、財産等を確認・閲覧できる。

- 6 事務局長は、理事会及び常務理事会に出席し、会務の協議決定に参画するほか、すべての事務を管理担当する。また、会務に関する記録を作成・保存する。

(任期)

第14条 役員の任期は1年間とし、重任を妨げないものとする。任期は定例総会で選任されてから、次の定例総会の終了までとする。ただし、次期役員が選任されるまではその任務を継続し、次期役員に引き継ぐものとする。

(補欠)

第15条 役員に欠員が生じ、会務に支障を来す場合には、これを追加補充することができる。

- 2 役員の追加補充については、第12条の規定に準じ、臨時総会において行う。
- 3 追加補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第16条 本会の役員は無報酬とする。ただし、業務執行に必要な交通費及び経費については請求できる。

第4章 顧問及び参与

(顧問)

第17条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(参与)

第18条 本会に、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、メダカに関する学識経験者又は本会の運営に功績のあった者の中から、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任務)

第19条 顧問及び参与は、理事長の諮問に答え、理事長に対し意見を述べることができる。

(任期)

第20条 顧問及び参与の任期は、役員に準ずる。

(報酬)

第21条 顧問及び参与には、必要に応じて報酬を支払うことができる。

第5章 会務運営

(総会)

第22条 総会は、これを定例総会と臨時総会とに分ける。

- 2 定例総会は毎年春季品評会時に招集し、臨時総会は理事会が必要と認めたとき又は正会員と代表参加員との総数の5分の1以上から、理由を付した書面をもって要求があったとき、これを召集する。
- 3 総会は理事長が招集し、正会員・家族会員・代表参加員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立し、議決は本会則に特に定めた場合を除き、出席会員の過半数（委任状を含む）によって行う。
- 4 総会を招集するときは、会員に対し総会日時及び場所並びに議題を示した招集通知書に議案を添付して、少なくとも開催日の10日前までに発送しなければならない。
- 5 やむを得ず総会に出席できないときは、委任状を提出して他の正会員・家族会員・代表参加員にその権限を委任することができるが、代理者の出席は認めない。なお、委任する相手を明示しない場合には、議長に委任したものとみなす。

（総会の権限）

第23条 本会則に特に定めるもののほか、次の事項は総会の議決を要する。

- (1) 会務運営の基本的事項
 - (2) 予算、決算の承認、臨時会費の徴収
 - (3) 会則の改定
 - (4) 解散
 - (5) その他理事会で必要と認めた事項
- 2 前項第3号及び第4号については、前条第3項の規定にかかわらず、正会員・家族会員・代表参加員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立し、出席会員の3分の2以上（委任状を含む）の賛成による議決を要する。

（理事会）

第24条 理事会は、理事全員をもって構成し、本会則に特に定めた事項のほか、総会に付議する事項及び会務執行に関する重要事項を協議決定する。

- 2 理事会は、理事長、副理事長の一人が必要と認めたとき、又は他の理事のうち2名以上から要求があったとき理事長が招集し、構成員の過半数の出席（委任状を含むが、理事以外への委任及び代理者の出席は認めない）によって成立し、議事の決定は出席者（委任状を含む）の過半数による。可否同数のときは理事長の決定するところによる。
- 3 前項の規定により可否同数により理事長が決定するときは、理事長自身の進退に関する事項についてはこれを認めない。このときの決定については、副理事長、専務理事、常務理事の順で行う。また、理事長に事故あるときも同様の順で行う。
- 4 急を要する事案につき、理事会の開催が困難なときは、書面又は記録に残すことのできる通信により出席可能な人員間に意思疎通ができるときに限り、その審議によって決定することができる。
- 5 理事会は、必要に応じて監事、顧問、参与又は会員の出席を求め、意見を

聞くことができる。

(常務理事会)

第25条 会務執行の便を図るため、理事会の下に常務理事会を置く。

2 常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、事務局長をもつて構成する。

3 常務理事会は、本会則に特に定めた事項のほか、理事会に付議すべき事項、理事会から委任された会務執行に関する事項並びに関連する諸内規について協議決定する。

4 常務理事会は、理事長が必要と認めた場合、又は副理事長、専務理事、常務理事のうち2名以上から要求があったときに理事長又は副理事長が招集し、構成員の過半数の出席（委任状を含むが、本条第2項に定める構成員以外への委任及び代理者の出席は認めない）によって成立し、議決は出席者の過半数による。可否同数のときは、理事長の決定するところによる。この場合、前条第3項の規定を準用する。

5 前条第4項及び第5項の規定は、常務理事会について準用する。

(専門部会)

第26条 本会に、次に掲げる専門の事項の調査研究を行う専門部会を置くことができる。

(1) 珍種・新種・品種認定部会

(2) その他、常務理事会で必要と認める部会

2 専門部会の設置構成及び運営は、常務理事会で定める。

3 専門部会の部会長、副部会長及び部員は正会員・代表参加員の中から選任するものとし、理事長がこれを委嘱する。

(部会長会議)

第27条 本会に、部会長及び常務理事会相互の連絡並びに意見交換を行うため、部会長会議を設け、理事長がこれを招集する。

(特定部会・臨時機関)

第28条 本会の活動を遂行するため、常務理事会の議決によって、特定の部会、その他臨時機関を設けることができる。

2 特定の部会、その他臨時機関の構成及び運営は、常務理事会で定める。

(協会協賛店)

第29条 正会員・家族会員が経営し、本会の活動に賛同する販売店を、協会協賛店とすることができる。

2 協会協賛店は、会員勧誘及び協会行事の広告・宣伝等を積極的に行い、協会事業の発展のために尽力する。

3 協会協賛店において商品を購入するとき、正会員・家族会員が会員証を提示した場合は、協会協賛店は当該会員に対して会員特典を行う。ただし、この会員特典の内容については、各協会協賛店の判断で定めることができる。

4 協会協賛店を経営する正会員・家族会員が本会を退会したときは、退会と同時に協会協賛店としての資格も失うものとする。

第6章 財産及び会計

(収入)

第30条 本会の収入は、会費、入会金、研修会参加費、品種審査費、品種登録費、寄付金、品評会出品料、物販、資産等から生ずる収入とし、総会で予算を立てる。

(経費支出)

第31条 本会の経費は、前条の収入をもって充てることとし、総会で承認された予算に基づき支出する。

(支出の例外)

第32条 定例総会において、新事業年度の予算が決定するまでは前年度予算を基準として経費の支出を行うものとする。

第7章 事業年度

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 表彰

(功労賞)

第34条 本会は、第1条の目的を達成するために、多大な貢献をした者を功労賞として表彰し、その名誉を掲揚する。

2 協会の役員として10年以上絶え間なく協会発展のために尽力され、その功績大と認められる者も功労賞として表彰する。

(功労賞表彰式)

第35条 表彰授与は理事会で推薦のうえ総会に諮り、春季日本メダカ品評会にて表彰式を行う。

附 則

1 この会則の改正は、平成27年5月5日から施行する。

2 この会則の改正は、令和元年5月4日から施行する。